

1 目的・背景

(国の動向)

- アルコール健康障害対策基本法成立（平成26年6月施行）
- アルコール健康障害対策推進基本計画策定（平成28年5月策定）【計画期間：2016年度～2020年度（5年間）】
- アルコール健康障害対策関係者会議において、第2期計画（2021年度4月～）に向けた検討を開始（2019年10月～）

(都の取組)

- 東京都アルコール健康障害対策推進計画策定（平成31年3月）【計画期間：2019年度～2023年度（5年間）】
 - 【基本理念】・アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止対策を実施
 - ・当事者とその家族が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう支援
 - 【進行管理】 計画を着実に推進するために、取組状況を適宜把握することや、関係者で構成する会議を開催し、取組状況の共有や意見交換を行い、アルコール健康障害対策に継続的に取り組んでいく

▶ **計画の進捗管理や、関係団体等で意見交換を行い、次年度以降の取組等につなげていくことが必要**

2 実施内容等

(概要)

- 有識者や医療関係団体、民間関係団体等で構成する「東京都アルコール健康障害対策推進委員会」を開催
(現委員の委嘱期間：令和元年12月23日～令和3年3月31日)
- 東京都アルコール健康障害対策推進計画の進行管理、関係団体等における意見交換等を実施
- 東京都におけるアルコール健康障害対策の推進を図る

(構成委員)

分野	人数	構成委員
有識者	2	精神保健分野、健康分野
医療関係団体	3	都医師会、東精協、東精診
民間団体	2	当事者団体、酒類関係団体
行政機関	3	保健所（区部1、多摩部1）、精神保健福祉センター
合計	10	—

(議題)

- 都内におけるアルコール依存症の現状について
- 東京都アルコール健康障害対策推進計画の進行管理（関連する事業の実績確認等）
- 各関係団体の取組状況
- その他必要な事項

(計画期間における委員会実施スケジュール（予定）)

- 実績確認等の進行管理が目的のため、各年度後半で開催（1回）し、次年度以降の取組につなげていく（※第1回は令和2年度に書面により開催）
- 計画最終年度は次期計画改定に向けた検討も予定

